

にいがたロケーションネットワーク規約

(名 称)

第1条 本会は、にいがたロケーションネットワークと称し、通称を「にいがたロケネット」(以下ロケネット)とします

(目 的)

第1条 ロケネットは映画、テレビドラマ、コマーシャル、写真などの映像ロケーション撮影の誘致・支援を通じて国内外に対する新潟の知名度アップを狙い、住民参加による地元の風景の再発見・再評価、盛り上がり、経済・観光振興、文化・芸術の振興につなげ、もってまちづくりの一助となることを目的とします。

(事 業)

第1条 ロケネットは前条の目的を達成するため、新潟におけるロケーション撮影の誘致・支援を行い、また必要な事業を行います。

(会 員)

第1条 ロケネットは、第2条の目的に賛同する会員で構成します。

(会 費)

第1条 ロケネットの会員は、運営委員会で定める特例を除き、この規約で定めた年会費を納めます。

2 年会費(1口)は個人会員3000円、法人会員1万円とします。

3 納められた会費は返還しません。

(役 員)

第1条 ロケネットには次の役員を置き、会員の互選で選びます。任期は1年とし、再任もできます。

- | | | |
|-----|-----|------|
| (1) | 会長 | 1名 |
| (2) | 副会長 | 若干名 |
| (3) | 監事 | 1名以上 |

(役員の仕事)

第1条 ロケネットの役員の仕事は、次の通りとします。

- | | |
|-----|---------------------------|
| (1) | 会長はロケネットを代表し、ロケネットを統括します。 |
| (2) | 副会長は、会長を補佐、代行します。 |
| (3) | 監事は、ロケネットの活動や会計を監査します。 |

(総 会)

第1条 通常総会は年1回、事業年度終了後すみやかに開催します。

2 臨時総会は、会長または監事が必要と認めたときに開催します。

(議 決)

第1条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決めます。

(付議事項)

第1条 総会はこの規約に定めるもののほか、以下の議題について議決します。

- | | |
|-----|---------------------------|
| (1) | 規約の変更 |
| (2) | 当初の事業計画と収支予算 |
| (3) | 事業報告と収支決算 |
| (4) | 役員を選任 |
| (5) | その他、運営委員会が付議する必要があると認めた事項 |

(運営委員会)

第1条 運営委員会は、役員と運営委員によって構成します。

2 会員の希望者(法人の場合はその法人が定めた人)は運営委員になることができます。

(機 能)

第1条 運営委員会は次の事項を議決します。

- | | |
|-----|-------------------------|
| (1) | 総会の議決した事項の執行に関する事項 |
| (2) | その他総会の議決を必要としない運営に関する事項 |

- (3) 総会にかける事項
- (チーム)
- 第1条 運営委員会の議決を経て、個別の事業を行う「チーム」を置くことができます。
- (会計)
- 第1条 ロケネットの経費は会費、寄付・賛助金、助成金・補助金、事業収入およびその他の収入をもってこれに充てます。
- 2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
- (事務局)
- 第1条 ロケネットは、事務処理のために事務局を置きます。
- 2 事務局は各チームの調整も行います。
- 3 事務局窓口は新潟商工会議所内に置きます。
- (顧問)
- 第1条 ロケネットに、顧問を置くことができます。
- 2 顧問は運営委員会の推薦する人を会長が委嘱します。
- 3 顧問は、本会の事業について会長の諮問に応じます。
- (規約の変更)
- 第1条 規約の変更については、総会で決定します。
- (その他)
- この規約に定めるもののほか、必要な事項については運営委員会で定めます。
- 【附 則】
- この規約は、ロケネット設立日から施行します。

2002年9月28日承認
にいがたロケーションネットワーク

印

役員

会長 上原 明
副会長 逸見 龍生
監事 須田 和行

にいがたロケーションネットワーク組織図
(2007.10 現在)

